

新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン
新 旧 対 照 表

改定案	現行
はじめに (現行のとおり)	はじめに (略)
第1章及び第2章 (現行のとおり)	第1章及び第2章 (略)
第3章	第3章
1 未発生期	1 未発生期
(1) から (5) まで (現行のとおり)	(1) から (5) まで (略)
(6) 医療 (中略)	(6) 医療 (中略)
◆ 医薬品・医療資機材の確保	◆ 医薬品・医療資機材の確保
<p>○ 都は、国の備蓄方針及び都の特性を踏まえ、全り患者（被害想定において都民の30%が罹患すると想定）の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、<u>590.26 万人分</u>を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。</p>	<p>○ 都は、国の備蓄方針及び都の特性を踏まえ、全り患者（被害想定において都民の30%が罹患すると想定）の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、<u>571.22 万人分</u>を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。</p>
<p>備蓄する薬剤は、国の備蓄方針に準じる。 (後略)</p>	<p>備蓄する薬剤は、国の備蓄方針に準じる。 (後略)</p>
「2 海外発生期」から「6 小康期」まで (現行のとおり)	「2 海外発生期」から「6 小康期」まで (略)
巻末 見開き図 (現行のとおり)	巻末 見開き図 (略)